

三重県 名張市

三重県 名張市

1. 市の概要

名張市は、三重県の西部、伊賀盆地の南西部にあって、大阪へ60km、名古屋へは100kmで、ちょうど近畿・中部両圏の接点に位置しています。

市域は東西10.6km、南北13.1km、面積129.76km²で、西・南側が奈良県に接しています。山地の多い地勢は新鮮な空気や清らかな水とともに、風光明媚な自然に恵まれています。

古くは伊勢参りの宿場町として形造られ、江戸時代には藤堂氏の城下町として発展しました。

明治から昭和に掛け、数回の合併を行い、昭和29年3月31日に市制を施行しました。

昭和38年以降には大規模な宅地開発が進み、大阪方面への通勤圏として急速な発展を遂げるとともに、市制発足当時3万人であった人口も、昭和56年度には人口急増率全国1位になるなど発展を続け、8万5千人台まで増加しましたが、現在では8万2千人台と減少傾向にあります。

平成15年2月に合併の可否を問う住民投票が実施されたが、合併反対が約7割と多数を占めたことにより、ひきつづき単独市としてその道をあゆむこととなりました。

名張市の位置・面積（平成13年9月1日現在）

面積	129.76km ²	
広ぼう	東西	10,550km
	南北	13,100km
海拔	225.93km	



名張市の人口（平成24年1月1日現在）

総数	82,601人 (前月比 36)	
	男	39,960人
	女	42,641人
世帯数	32,481世帯 (前月比+13)	

2. 子育て支援施策の取組

子育て支援サービスの取組

こども支援センター「かがやき」における、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、子育てサークルの支援、子育て支援ボランティアの養成等、地域の広場担当者の交流会・研修会の開催

小規模型地域子育て支援センター「つくし」における、看護師や保育士による保健・育児相談、親子の交流する場の提供

「なかよし広場」における、子育て中の親子の悩み事の相談、親同士の交流の場の提供（民生児童委員や主任児童委員、ボランティア等が各地域の公民館や集会所において開催）

「ひろば事業」における、育児支援の専門知識を活用した相談（保育所や幼稚園で実施）

ファミリー・サポート・センターにおける、子育て支援に係る相互援助活動

保育所・幼稚園の取組

保育所は、平成19年度まで市内15か所を全て公立で運営、以後、民営化、廃園、民間保育所の誘致により、平成23年度現在、公立保育所5箇所、私立保育園10箇所ですべて保育サービスを提供

幼稚園は、平成23年度現在、公立幼稚園2箇所、私立幼稚園4箇所ですべて幼児教育を実施

待機児童は毎年、年度途中で常時50～60名程度発生（低年齢児になるほどが多い）

待機児童の解消策として、遊戯室を保育室として利用するなど既存施設の利用により受け入れ枠の拡大、保育所の定員の増員、民間保育所の開園等を行う。

発達支援や特別支援教育の充実に向けた体制整備として、平成19年度より個別乳幼児特別支援事業を実施

（就学前児童数の推移：各年4月1日現在）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
就学前児童数	4,795	4,868	4,368	4,246	4,174	4,157	4,224	3,960	3,964

* 平成20年度については、学務管理室「未就学児童学区別人員一覧表」より抜粋

市内保育所一覧（平成23年度）

保育所(園)名		定員	電話番号	所在地	保育年齢
公立	大屋戸保育所	50	63-2801	大屋戸150	1～5歳
	薦原保育所	40	63-5827	薦生1590-2	1～5歳
	錦生保育所	45	63-1194	安部田2262	0～5歳
	赤目保育所	120	63-2803	赤目町檀448-3	0～5歳
	国津保育所(公設民営)	30	69-1323	神屋1867-3	3～5歳
私立	箕曲保育園	150	63-2802	夏見357-3	0～5歳
	昭和保育園	150	63-1767	丸之内67-10	0～5歳
	名張西保育園	150	63-0577	南町506	0～5歳
	西田原保育園	80	65-3263	西田原2340-1	0～5歳
	東部保育園	110	65-3065	美旗町中1番299	0～5歳
	富貴の森保育園	90	42-8980	富貴ヶ丘6番町42-21	0～5歳
	蔵持保育園	70	63-4590	蔵持町原出291	1～5歳
	比奈知保育園	130	68-2023	下比奈知1527-1	0～5歳
	滝之原保育園	60	68-2993	滝之原1056	0～5歳
	桔梗が丘保育園	180	65-0827	桔梗が丘3-4-411-2	0～5歳

0歳児は満6か月からの入所可（0歳児保育実施園のみ）

市内幼稚園一覧

幼稚園名		定員	電話番号	所在地
公立	名張幼稚園	210	63-3280	丸之内55-5
	桔梗南幼稚園	140	65-4469	桔梗が丘5-11-23-1
私立	桔梗が丘幼稚園	420	65-2396	桔梗が丘1-2-6
	つつじが丘幼稚園	240	68-3451	つつじが丘北3-7
	名張よさみ幼稚園	240	64-2665	夏見545
	梅が丘幼稚園	210	64-6077	梅が丘南2-278

保育所入所児童数、幼稚園入園児童数の推移（各年5月1日現在）

区分	年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	5年間の伸び率
保育所定員		1,365	1,335	1,355	1,355	1,455	6.6%
入所児童数		1,377	1,407	1,375	1,399	1,413	2.6%
	3歳未満児	398	404	412	443	449	12.8%
	3歳以上児	979	1,003	963	956	964	1.5%
幼稚園定員		1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	0.0%
入園児童数		994	1,199	1,191	929	901	9.4%
就学前児童数		4,197	4,084	4,076	3,994	3,957	5.7%
就学前児童数に対する入所・入園割合		56.5%	63.8%	63.0%	58.3%	58.5%	-
	保育所	32.8%	34.5%	33.7%	35.0%	35.7%	-
	幼稚園	23.7%	29.4%	29.2%	23.3%	22.8%	-

保育所入所者数等の推移（各年4月1日現在）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
保育所入所者数	903	962	1,157	1,440	1,366	1,345	1,367	1,394	1,410
内3歳未満児童数	111	189	293	478	389	385	402	438	448
延長保育児童数	107	325	600	882	886	960	965	956	962

待機児童数の推移（各年10月1日現在）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
0歳	5	32	24	12	15	19
1歳	8	18	15	21	9	7
2歳	2	14	8	7	10	5
3歳	0	0	5	4	4	2
4歳以上	0	0	4	0	0	1
計	15	64	56	44	38	34

公立幼稚園入園児童数の推移（各年5月1日現在）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
入園児童数	350	277	243	216	221	208	195	167	149
うち4歳児童数	157	133	124	113	108	103	88	74	77
うち5歳児童数	193	144	119	103	113	105	107	93	72

私立幼稚園入園児童数の推移（各年5月1日現在）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
入園児童数	1,095	1,272	891	782	773	783	801	762	752
うち3歳児童数	168	244	205	223	238	220	239	225	224
うち4歳児童数	446	513	303	264	278	290	269	267	260
うち5歳児童数	481	515	383	295	257	273	293	270	268

*平成2年は梅ヶ丘幼稚園が未設置

子どもの健全育成の取組

平成18年3月に「名張市子ども条例」を制定

（「子どもの権利の保障」と「子どもの健全育成」を総合的に推進するための指標）

条例に基づく「子ども相談室」、「子どもの権利救済委員会」を設置、専門性を生かした支援の体制の整備
放課後児童クラブを組織し、保護者の就労等により放課後や夏休み等、昼間、自宅に保護者のいない留守家庭
児童の健全育成を推進

平成23年度現在、小学校17校区中、16校区で設置（残る1校区は、地域の運営により児童の預かりを実施）

地域組織（地域づくり委員会等）や地区公民館における、まつりなどのイベントへの子どもの参加機会の提供、
子どもの見守りや世代間交流、週末活動支援、体験活動等の事業の展開による子どもの居場所の確保を実施
放課後子ども教室として、コーディネーターを決め、月1回以上定期的・継続的に事業を実施

（平成22年度4地区）

名張市放課後児童クラブ設置数・利用児童数の推移

利用児童数：月に8日以上利用した児童数

年度	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
設置ヶ所数	7	9	9	11	13	14	14	14	16	16	16	16
利用児童数	137	153	189	196	256	296	296	318	382	385	386	414

その他の子ども・子育て支援の取組

子育て支援ネットワークの取組

子育て支援団体の連携を図るため、ネットワーク会議を開催し、身体計測、かがやきフェスタ、絵本の時間、親子で遊ぼう等の事業への参画を促進

障がい児施策の取組

発達段階に応じた乳幼児健診や健康相談において、発達障がいのある子どもや育てにくさを感じている保護者に適切な保健指導を実施

個別乳幼児特別支援事業において、継続して乳幼児一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を実施
保育所における、障がいの有無に関わらず、ともに生活しお互いに理解し合いながら育ち合う障がい児保育の実施

全小中学校において、特別支援教育に係る校内委員会を設置、特別支援教育コーディネーターを配置し、市で統一した個別の指導計画・教育支援計画を活用した児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援の充実に向けての取組を推進

「食育」の取組

保育所において、食育月間(6月)、食育の日(毎月19日)による取組、給食試食会の開催、保育所・幼稚園での野菜の栽培、収穫体験

食育基本法に基づき市内22小・中学校に食育担当者を設置し、年間計画に基づいて食育を推進
(平成20年度より3名の栄養教諭を配置)

家庭や地域の教育力の向上のための取組

こども支援センター「かがやき」での「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」の実施

良質な住宅の確保と情報提供の取組

就学前児童のいる世帯や、多子世帯を入居対象とする若年層専用住宅の建築による、子育て世帯への良質な住宅供給を推進

安全・安心な都市環境の取組

子どもの視点や子ども連れの親の視点にたった歩道等の整備の推進

名張地区防犯協会や名張市生活安全推進協議会防犯部会などによる犯罪抑止のための広報、啓発活動の推進

仕事と子育ての両立支援の取組

仕事と子育ての両立支援に向けた、ファミリー・サポート・センター事業の運営、市内16小学校区への放課後児童クラブの設置

男女がともに家庭と仕事を両立させることができる職場環境の整備を啓発するためのワーク・ライフ・バランスセミナーの開催

乳幼児の不慮の事故防止への取組

保育所における、日常の安全管理を徹底、危機管理マニュアル集の作成

保育所、幼稚園職員や子育て家庭を対象にした救急講習会の実施

子ども等の交通安全の取組

幼稚園や保育所、小学校における、交通安全教室の開催

子どもを犯罪から守る環境及び活動の取組

子どもの犯罪被害防止意識の醸成に努め、「子どもを守る家」事業の推進、地域組織や学校における防犯訓練、研修会等を実施

学校における、防犯教室や防犯訓練の実施、下校時の防犯パトロールの実施

など

3. 名張市における新たな取組

(1) 名張市マイ保育ステーション事業の取組

近年の核家族化により、近所との交流も少なくなり、母親と子どもだけになっている家庭が増えています。このような状況の中で、子育てに一人で悩みストレスが溜まる毎日に追い込まれた結果、子どもが被害者となる悲しい事故が発生するケースも少なくありません。

育児に不安を抱いている妊婦や、子育ての最中にある親子を孤立させないように、相談できる場、気分転換できる場、友だちをつくれる場、ゆとりを取り戻せる場等の居場所が必要となっています。

マイ保育ステーション事業は、地域の身近な子育て支援の拠点として、身近な保育所(園)に「マイ保育ステーション」を設置し、妊娠時からおおむね3歳未満の未就園児を持つ家庭の子育て支援を行なうとともに、育児不安の解消を図ることを目的としています。

事業内容として登録者に対し、主に4つの事業を行います

- ・ 育児相談・育児体験・育児講座などを実施します。
- ・ 「一時保育体験半日無料券」(年1回)を発行し、一時保育(有料)の利用促進を図ります。
- ・ 施設開放を行い、親子交流の場を提供するとともに、地域や保育所(園)の行事や子育て情報の提供を行いません。
- ・ 様々な課題を抱える家庭への支援として、こども支援センター、保健センター、家庭児童相談室、伊賀児童相談所、名張警察署、民生委員児童委員、主任児童委員、地域住民など関係機関との連携をとりながら、対象者が必要とする社会資源の情報提供や、継続的な支援を行いません。

また、地域の公民館でのひろば事業や保育所のなかよし広場などにも積極的に支援します。

図のように子育て家庭を見守るように、各関係機関がつながりながら支援をし、「出産前の育児不安軽減」「身近な相談相手がいる安心感」「密室・孤立育児解消」「リフレッシュで育児に専念」へとつなげていきます。

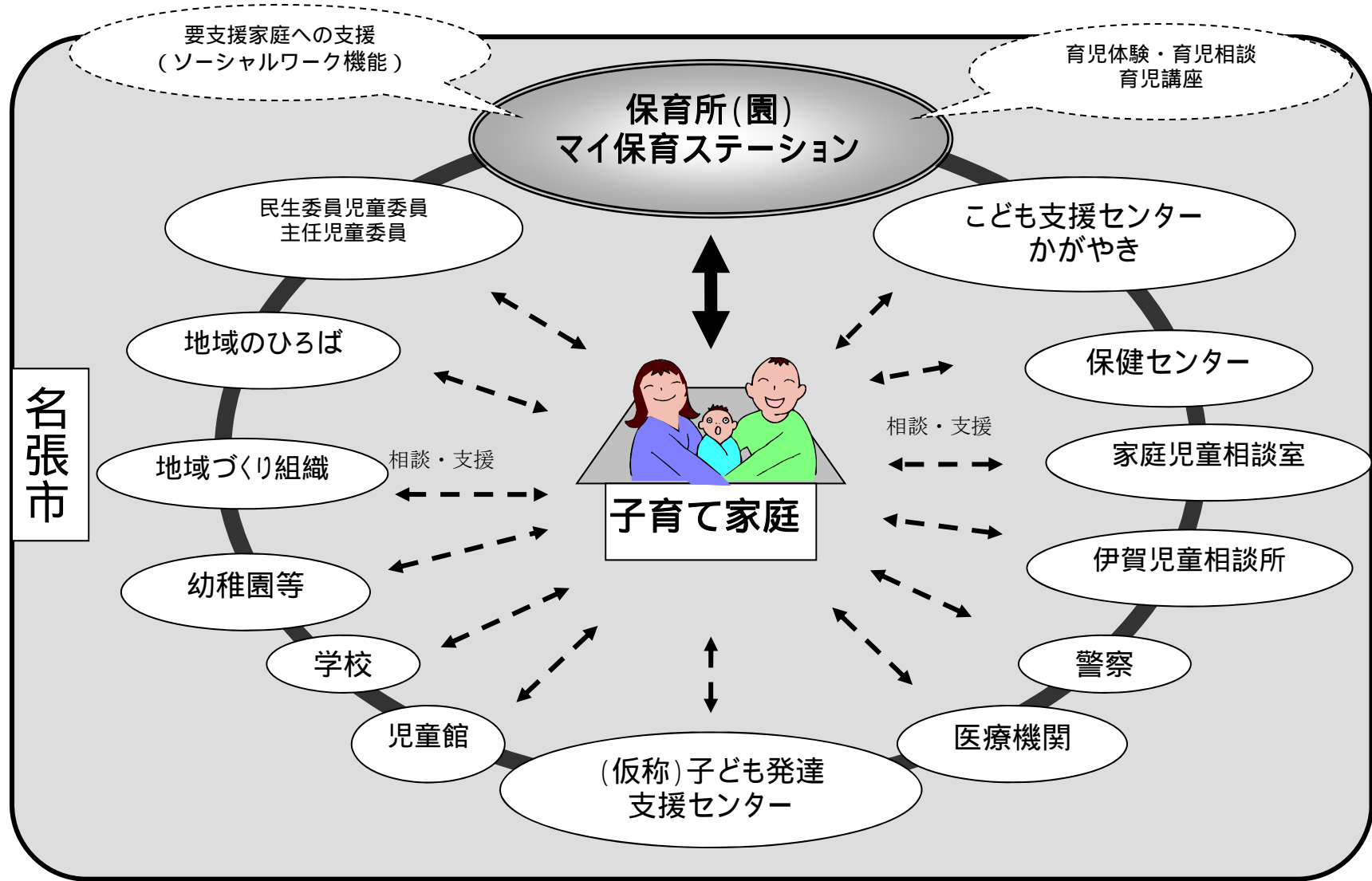
職員体制

- ・ 実施保育所(名張市立赤目保育所) : 職員3名(臨時職員含む)
- ・ 市役所子育て支援室(地域子育て支援担当) : 職員2名

事業実施にかかる経費

- ・ 当初予算ベースで約5,600千円
- ・ 財源は、地域子育て創生事業補助金(10/10)を活用

地域の子育て支援ネットワーク



マイ保育ステーションに参加した保護者の反応（広報なばり7 - 1号掲載記事）

子どもと家で二人だけだと、ストレスも溜まってきますし、自分の子育ては大丈夫かなって心配になることもあるんです。だから、地域に親子が集まれる居場所があることはとっても大切。他のお母さんたちと話しているだけで、みんな同じようなことで悩んでいるんだと気持ちが楽になる。それに、子どもも同じ世代の友だちと触れ合えますしね。いつでもふらっと立ち寄れる「マイ保育ステーション」はとってもいいと思います。特に3歳くらいまでは、言葉を覚えたり、歩き出したりと変化が激しくどう対応すればよいか悩むことも多い時期。近くで気軽に相談できる場があると安心感がありますし、地域で一緒に子育てをする仲間ができればすごく心強いと思います。



< マイ保育ステーションでの活動の様子 >



(2) 名張市における地域福祉の取組

第 1 次地域福祉計画における取組

平成 1 6 年 3 月に策定した地域福祉計画では、地域福祉の基盤整備として「人づくり」「地域づくり」の視点を持ち、「夢づくり広場」や「まちの保健室」の整備を進めてきました。

「夢づくり広場」は、区や自治会、市民活動団体などが主体となり、身近な地域で住民が相互に協力し支え合いながら子育て広場活動や高齢者サロン活動などのきめ細やかで柔軟な活動を行うための健康福祉の拠点の整備を厚生労働省の交付金などを活用して行った事業です。拠点での活動参加者及び活動を担う人が増え、福祉活動への多くの市民参加が得られています。第1次計画期間中に131箇所の拠点が整備されました。

「まちの保健室」は、福祉課題に対応するための健康福祉の拠点として、市内 1 5 の地域づくり組織を日常の生活圏の単位とし、それぞれの市民センターや公民館に整備しました。「まちの保健室」には、保健・福祉の専門職を配置しています。地域の身近なところで、民生・児童委員や地域づくり関係者の皆さんと連携しながら健康相談、福祉関係の生活相談などを行っています。

第 2 次地域福祉計画における取組

平成 2 2 年 3 月に策定した第 2 次地域福祉計画では、第 1 次地域福祉計画で整備された「夢づくり広場」や「まちの保健室」といった福祉基盤を活用して、地域にある福祉資源のネットワーク形成に取り組んでいます。

重点事業として、(1) 災害時要援護者支援制度の構築 (2) 有償ボランティアのしくみ構築を掲げています。

これらの 2 つの事業に共通することは、いずれも主役は地域住民の皆さんであるということです。

「人の力」：

一人ひとりの市民の力を生かし、住民をはじめ多様な主体の参画と協働を重視して福祉のまちづくりを進めています。

「地域の力」：

住民が主体となって各地区で地域づくりの活動が活発に行われています。こうした地域づくりの活動と一体的に福祉のまちづくりを進めるという方針のもとに、人と人の信頼のネットワークを広げながら、安心と信頼に支えられた活力ある地域の創造を目指し、「『地域の力』を高める名張方式のしあわせ空間づくり」に取り組んでいます。

地域福祉活動拠点「サロンきずな」の取組

地域福祉活動拠点「サロンきずな」は、平成22年3月に開所4月にオープンしました。地域のボランティア組織の活動拠点として、また地域住民の集いの場として、地域福祉を効果的に推進することを目的に、名張市が厚生労働省の交付金を得て建設し、すずらん台町づくり協議会が管理運営する施設です。

すずらん台地域では、地域内のボランティア組織による活動が活発に行われています。地域の抱える課題に横断的に取り組むため、地域内にあるたくさんのボランティア組織によりボランティア協議会を立ち上げて、10年以上経過します。まさに地域福祉における先進的な地域と言えます。

「サロンきずな」は、こうしたボランティア組織の活動拠点という位置づけとともに、地域の幅広い年代の人たちが気軽に立ち寄り交流を深める場として活用されています。「サロンきずな」では、普段は、隣接する小学校からの帰りに子どもたちが立ち寄り、カルピスを飲みながら宿題をしたり、「きずな」に居るおじさんやおばさんと話をしたりしています。また、子ども関連の催しとしてリコーダーなどの音楽発表会、伝承行事として「どんど」を行ったりしています。地域内での世代間交流が日常的に行われている拠点となっています。「サロンきずな」は、地域発信で立ち上がった取組みです。「夢づくり広場」や「まちの保健室」など行政計画に位置づけて取り組んできた地域資源と連携しながら、地域の人々が地域で子どもたちを育てるための拠点として、発展途上の場となっています。なお、近隣地域で栽培される農作物を販売するなどし、これらの売り上げを「サロンきずな」の管理運営にかかる費用に充てて、施設の自主運営を行っていただいています。

< サロンきずな >



サロンきずなイメージ図

地域福祉交流拠点としての機能

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1. ライフサポートクラブ等ボランティア団体の活動拠点 | 地域の支えあいの拠点 |
| 2. 喫茶コーナー 集いの場 | 高齢者等の居場所づくり |
| 3. 放課後や休日等の子どもの居場所 | 世代間交流(地域の子育て) |
| 4. 市民センター・小学校との交流・連携 | 協働のしくみ・体験と発表の場 |
| 5. 農村地域との交流による無農薬野菜等の販売 | 地域間交流の創造 |
| 6. 住民提案による事業実施と建物の運営管理の実現 | 喫茶等の売り上げによる活動資金の確保 |

家事・庭管理・日曜大工
支援サービス

ライフサポートクラブの活動
地域内の相互助け合い・交流

送迎サービス
地区内の定期
巡回により住民
の足に

住民主体の地域福祉の実現

きずな

連携

連携した世代間交流
住民への学校行事参加の呼びかけ



市民センター(公民館)

まちの保健室など



小学校

放課後児童クラブ

地域間交流の創造

草刈作業など環境整備の協力

滝之原地区

農村部高齢者の農作物の提供

子どもの居場所
お年寄り等とのふれあい
ボランティア体験

50円でお子様セットを用意
(カルビス・クッキー)
世代間交流による人間形成
挨拶等の礼儀の習得

滋賀県 湖南省市

滋賀県 湖南市

1. 市の概要

(1) 概況

湖南市は、県下有数の工業の町として栄え、比較的就業環境が充実していることから、市外からの転入者や外国人が多く居住する。これまで住民の主体性・自主性・信頼を基調に、住民主体のまちづくりを推進してきた行政姿勢があり、新旧住民どうしの融和や、外国人との交流などを通じ、新たな地域コミュニティの形成を企図している。

(2) 人口：55,268人(21,723世帯) 平成23年4月1日現在

(3) 面積：70.49km²

(4) 就学前児童数(0～5歳)

3,002人 平成23年4月現在

(5) 子育て支援環境について

<保育所>	平成23年4月現在	<幼稚園>	平成23年4月現在
・公立	: 8施設	・公立	: 3施設
・私立(認可)	: 3施設	・私立	: 3施設

<地域子育て支援の場> 平成23年4月現在

- ・つどいの広場：3か所
- ・子育て支援センター：2か所

【保育園入所状況】

	平成21年	平成22年	平成23年
就学前児童数 (0～5歳)(人)	3,168	3,031	3,002
入所児童数 (人)	1,019	949	905
入所率(%)	32.17	31.31	30.15

【幼稚園の入園状況】

	平成21年	平成22年	平成23年
就学前児童数 (3～5歳)(人)	1,614	1,544	1,475
入園児童数 (人)	686	672	672
入所率(%)	42.50	43.52	45.56

2. 子育て支援の取り組み事例について

つどいの広場

(1) 概要

乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、互いに語り合い、育児相談等を行う場を提供することで、子育て中の親の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備して、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

高齢者や障がい者支援をしている団体も参加しており、それぞれの特色を活かし、地域の中で子育てを支えている。つどいの広場の中には、スーパーの中に設置されているものもあり、企業との連携を実践している意味でも貴重な活動となっている。

(2) 事業内容（平成23年4月現在）

子育て親子の交流及びつどいの場の提供

子育てに関する相談及び援助の実施

地域の子育て支援関連情報の提供

子育て及び子育て支援に関する講習の実施

事業開始年度：平成18年度

実施主体：NPO法人 2か所 社会福祉法人 1か所

予算の推移

単位：円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
予算額	3,620,000	4,704,000	6,498,000

実施状況

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ利用児童数	4,676	4,035	4,726



育児支援家庭訪問事業

(1) 目的

児童の養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、訪問による育児の支援を実施することにより、当該家庭における安定した児童の養育を可能とすることを目的とする。

(2) 事業内容

事業開始年度：平成23年度

対象者

養育者が、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題で、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭もしくは虐待のおそれ、またはそのリスクを抱える家庭
ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭、もしくは児童が児童養護施設等を退所、または里親委託終了後の家庭復帰のため、自立に向けた支援が必要な家庭
児童の心身の発達や出生の状況等から、心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来的に精神、運動、発達面等において障がいをおそれのある児童のいる世帯
若年、妊婦健康診査未受診者、望まない妊娠等、妊娠期から継続的な支援を特に必要とする妊婦がいる家庭など

実施主体：湖南省

平成23年度予算額：230,400円

支援内容：保健師、助産師、保育士、子育てOB等が訪問し、以下の支援を行う。

産褥期の母子に対する育児支援及び簡単な家事等の援助

未熟児や多胎児等に対する育児支援及び栄養指導

養育者に対する身体的かつ精神的不調状態に対する相談及び支援

若年の養育者に対する育児相談及び支援

家庭養育上の問題を抱える家庭又は児童が児童養護施設等を退所、若しくは里親委託終了後の家庭復帰のため、児童の自立に向けた支援が必要な家庭に対する養育相談及び支援

多胎児家庭育児支援事業

(1) 目的

2人以上の多胎の子を養育している家庭に対し、ホームヘルパー等を派遣し、家事、育児等に関する支援を行うことにより、保護者の身体的及び精神的負担の軽減を図り、もって安心して子どもを産み育てられる環境づくりの促進に資することを目的とする。

(2) 事業内容

事業開始年度：平成22年度

派遣対象者：本市に住所を有し、多胎児を養育する保護者で、家事、育児等に関する支援を必要とする者。

派遣期間：多胎児の生後から、3歳に達する日（誕生日の前日）まで。

サービスの種類：家事援助に関する事、育児援助に関する事

実施主体：湖南省社会福祉協議会及びNPO法人

平成23年度予算額：1,000,000円

上記以外の多胎児支援事業として、以下の事業も行っている。

項目	内容	実施時期
多胎児家庭訪問事業 (周産期訪問)	周産期に産婦人科の病院と連携を図り、必要に応じた訪問指導等を行う。	実施済み
乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握や、養育に関する助言等を行う。	平成23年4月より
多胎児家庭訪問事業 (3ヶ月訪問)	新生児訪問と4ヶ月健診の間に訪問を行う。	平成23年4月より
多胎児家庭訪問育児支援 (6ヶ月訪問)	4ヶ月健診と10ヶ月健診の間に訪問する。	平成23年4月より
ピアサポート事業	実際に多胎児を妊娠・出産・育児をした人が行う活動により、妊娠中から多胎児の親をサポートしていただき、そのサポーターの活動も事務局が支援する	平成23年度以降準備が整い次第

大阪府 池田市

1. 市の概要

(1) 概況

大阪府の北西に位置。古くは能勢、丹波地方に向かう街道筋の中心地として栄え、現在は、大阪近郊の住宅都市として発展。教育・文化・健康都市を宣言し、緑に恵まれた良好な住環境を生かしたまちづくりを進めている。

(2) 人口 約10万4千人

(3) 就学前児童数 5,403人(平成23年4月現在)(昨年同月比 39人)

(4) 保育所・幼稚園数

保育所 13か所(公立5か所、私立8か所)

公立こども園 1か所

幼稚園 11か所(公立3か所、私立8か所)

2. 子育て支援の取組

平成12年以来、延長保育、産休明け保育、休日保育、病後児保育などの整備を行いながら、保育所の効率的運営を進めるため、公立保育所の民営化にも取組む。

待機児童対策として送迎保育ステーションを設置。同事業は、入所児童の保育所間の空き状況の差を埋め、待機児の発生を抑える効果があったと考えられる。

家庭で保育する子育て世帯向けに、地域子育て支援拠点(4箇所)、本市の進める地域分権事業の地域コミュニティが運営する子育て拠点施設(3箇所)を開設。おもちゃや本の貸し出し、読み聞かせなど地域の人が集う広場づくりを行っている。

オムツ替えや授乳ができる赤ちゃんステーションの設置

一時預かり利用券「ふくまるこども券」の発行

児童虐待の防止につながる親の子育て力を養うため、親子支援プログラムの実施とファシリテーターの養成を実施。(平成24年度～)

3 . 幼保一体化の取組

平成19年4月、市立石橋南保育所と市立なかよし幼稚園を一体化し、市立なかよしこども園を開設。

計画準備段階では、まずは幼保連携による4・5歳児の交流保育からはじめ、平成17年度には、共通カリキュラムによる合同保育、合同給食を実施。並行して保護者間の交流を進めた。

平成18年度には設置条例の制定、園舎の整備工事、保護者説明会の開催、保護者会の統一のための話し合いなど行った。

開設後は、幼保の一体化を通じて質の高い幼児教育を提供するとともに就労などにより退園しなくてもよいなど保護者の保育ニーズにも対応できる施設として高い評価を得ている。また幼保間の児童の偏在を解消し、入所児童の増加にも貢献している。

平成23年7月、子ども・子育て支援新制度の制度改正の内容を踏まえ、教育委員会と幼保一体化推進庁内検討会議を設置し、保育所への学校教育の導入や公立保育所のあり方など、これからの計画について検討している。

平成23年9月、子ども条例を改正(下記)。

平成24年度は、保育所への学校教育導入について関連予算の拡充を計画。民間保育園の学校教育導入に係る研修費補助金、公立保育所の研修講師料や参考図書購入、保育教材用備品・消耗品費などの充実を予定。

希望の多い2歳児保育の受け入れ数を増やすため、私立幼稚園の2歳児クラスの設置について経費の一部補助を予定。

< 異年齢での交流保育の様子 >



4 . 子ども条例の改正と子ども・子育て基金の設置

平成17年、市の子育て支援策の基本となる「池田市子ども条例」を制定。

平成23年9月、同条例の理念を受け継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度に掲げられた大きな枠組みに向けてこれからの施策を進めるため、子ども条例を改正。

< 子ども条例の主な改正の内容 >

- (1) 幼保一体化推進の明記
- (2) 家庭における養育支援・一時預かりの充実
- (3) 事業計画の策定や子ども・子育て会議の設置

- (1) 幼保一体化の推進を明記し、保育所・幼稚園の一体化を進める考え。
- (2) 「子育て負担の軽減」を「子ども・子育て家庭への支援」に改め「家庭における養育支援の充実」等を追加
- (3) 新制度の中で示された池田市版の事業計画の策定や子ども・子育て会議の設置について言及。

< 子ども・子育て基金の設置 >

平成23年9月、本市の子育て支援施策の経費に充てるため「子ども・子育て基金」を設置(1億円)
今後、子ども条例の改正の趣旨にしたがって事業を進めるにあたり、同基金を活用。

池田市子ども条例 [平成17年3月31日条例第6号] [改正 平成23年9月28日条例第22号]

目次

前文

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 責務（第4条 第8条）

第3章 市の施策（第9条 第15条）

第4章 推進体制（第16条・第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

前文

わが国はかつて世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に直面している。政府はこの超高齢社会に対応するため、これまで数々の高齢者施策を構築、制度化しており、それは一定の評価を得ている。

しかしながら、高齢化の進展は今後なお拍車がかかることが予測されている。その要因は、高齢者の増加だけにあるのではなく、生産年齢人口の減少にもある。特に近年は出生率の低下が顕著であり、わが国の総人口が今後数年のうちに減少に向かうことは確実であると言われている。

また、子どもを取り巻く社会環境に目を転じれば、子どもが子どもであることを理由に暴力や犯罪の対象となる事件が急増するなど、昨今、その状況はますます悪化している。

我々は、超高齢社会の到来を前にしてともすれば高齢者施策に目を奪われがちであるが、すべての世代が幸福に暮らせる社会が維持されるためには、次代を担う子どもたちの存在と健やかな成長が不可欠であり、そのための施策を充実させることもまた急務である。このことは、わが国全体の問題として取り組まれるべき課題であるが、高齢者施策に比して次世代育成施策には未だ立ち遅れの感があるのが現実である。

このような状況において、住民に身近な行政を担う先端自治体として、政府に先駆けて具体的な次世代育成施策の在り方を示すことには極めて大きな意義がある。

よってここに、本市における次世代育成の基本理念を明らかにするとともに、未来に夢や希望が持てるまちとなることをめざし、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関し、保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に定め、もって出産、子育てに対する市民の不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において「地域住民等」とは、地域に居住する者並びに地域で働く者、学ぶ者及び活動するものをいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校、幼稚園、保育所その他これらに類する施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 心身ともに健やかに成長する権利、教育を受ける権利その他子どもが有する諸権利が尊重され、保護されること。
- (2) 保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。
- (3) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

第2章 責務

(保護者の責務)

第4条 保護者は、自らが子どもを育てる第一義的責任を有することを自覚し、子どもにとって家庭が、健全な生活習慣及び社会的きまりを守る意識を身に付けるための最も身近で、かつ、大切な場であるとともに、心身ともに安らぎ、くつろげる場であることを認識し、子どもが健やかで豊かな人間性を育む基礎となる家庭づくりに努めなければならない。

2 保護者は、子どもに教育を受けさせる義務を負っていることを自覚し、かつ、集団生活を通して子どもの社会性が育まれることを認識し、地域社会及び学校等と、子育てに関し適切な連携を図るよう努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第5条 地域住民等は、地域社会が、家庭ではできない体験を通して、子どもの豊かな人間性を育む貴重な場であるとともに、社会的きまりを守り、社会の一員としての役割を自覚するための実践の場でもあることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成及びそれにふさわしい環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 地域住民等は、地域社会が有する子育てに関する知識若しくは経験の提供又は地域社会による見守りなど、子育てを行う保護者に対する支援及び子育ての補完の機能を積極的に発揮するよう努めなければならない。

(学校等の責務)

第6条 学校等は、集団生活を通して、将来への可能性を開いていくために必要な社会性、基礎学力、自ら学び、考える力など、生きる力を子どもが心身の発達に応じて身に付ける場としての本来の機能を十分に発揮するとともに、保護者及び地域住民等による子育てを支援するための地域におけるつながりの拠点のひとつとして、積極的に場を提供するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その活動が子どもの育成及び社会に与える影響の大きさを自覚し、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮しなければならない。

2 事業者は、事業所で働く保護者がある子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域住民等や学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子どもを委ねることができる安全で良好な環境の創出及び維持に努めるとともに、子どもの育成に関して保護者、地域住民等及び学校等がそれぞれに有する責務が全うされるよう、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を積極的に行うものとする。

第3章 市の施策

(基本目標)

第9条 市は、基本理念にのっとり、その責務を全うするため、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。

- (1) 子育て・親育ちを応援する環境づくり
- (2) 子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり
- (3) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり
- (4) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり
- (5) 子どもの人権を守る環境づくり

2 市は、基本理念にのっとり、保護者が生み育てる子どもの数やその発育段階及び子育てをする家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援を行うよう努めるものとする。

(子ども・子育て家庭への支援)

第10条 市は、前条の基本目標に沿って子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 幼保一体化を進め、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的提供
- (2) 家庭における養育支援の充実
- (3) 延長保育、預かり保育、一時預かりなど、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実
- (4) 子育てに関する地域のネットワークづくり
- (5) 子育てに関するNPO、地域ボランティア等による子どもの健全育成の支援
- (6) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援、障害児施策の充実など、関係機関等との連携

(健康の確保及び増進)

第11条 市は、子どもや母親の健康の確保のための母子保健施策等の充実、乳幼児期からの望ましい食習慣に関する情報提供、小児医療の充実、思春期保健対策など、子どもや母親の健康の確保及び増進に努めるものとする。

(教育環境の整備)

第12条 市は、次代の親を育むため、家庭や子育ての意義についての啓発等にも努めるとともに、学校等の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進など、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第13条 市は、子育てを担う世代に良質な住宅確保の情報提供等を行うとともに、安全な道路交通環境の整備及び公共施設等のバリアフリー化など、子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

(子育てと仕事の両立の推進)

第14条 市は、家庭生活との均衡のとれた働き方等の啓発や支援を行うとともに、放課後児童健全育成事業やファミリーサポートセンター事業の充実など、子育てと仕事の両立の推進に努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第15条 市は、子どもを交通事故、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害から未然に守る活動を推進するとともに、被害に遭った子どもを支援するためのカウンセリング及び保護者に対する助言を行うなど、関係機関と連携し、子どもの安全確保に努めるものとする。

第4章 推進体制

(子ども・子育て事業計画の策定)

第16条 市は、第10条から前条までに規定する各施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て事業計画を策定するものとする。

(子ども・子育て会議)

第17条 次に掲げる事項を調査審議するため、池田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

- (1) 幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援、放課後児童クラブ等子育て支援に関する事項
- (2) 幼保一体化の推進に関する事項
- (3) 前条に規定する事業計画その他子ども・子育て支援に関する事項
 - 2 市長は、前項に掲げる事項について、子育て会議に諮問することができる。
 - 3 子育て会議は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、市長及び関係行政機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 子育て会議は、調査審議の結果必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べ、又は必要な措置を講じるよう勧告することができる。
 - 5 市長は、前項による勧告に基づき講じた措置について、子育て会議に報告しなければならない。
 - 6 子育て会議は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
 - 7 前各項に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月28日条例第22号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する